



# 平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆様へ

このたびの豪雨により被災された方に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

災害により、町内各所で道路が寸断され、また断水などもあり、町民の皆さまには大変なご苦労とご不便をおかけしました。また、本町の基幹産業である農業におきましても、田畑の法面や畦畔が崩壊したり、土砂が流入し、大きな被害をもたらしました。

現在は復旧に向けてスタートしたばかりであり、まだまだ完全復旧には遠い状況にはありますが、今こそ神石高原町が一丸となって、この難局を乗り越えて行きたいと思っています。

本町が一日も早く元気と笑顔あふれる町に戻れるよう、全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一緒にがんばりましょう。

神石高原町長 入江嘉則

## り災証明書の発行について(総務課 ☎ 89-3330)

台風や地震、大雨など自然災害によって住家が被災した時、その被害の程度を証明するものです。被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」に区分されます。住家以外は、「被災証明書」で被災した事実を証明します。

①申請場所 本庁総務課、油木支所、神石支所、豊松支所

②申請に必要なもの

- ・り災証明(兼被災証明)交付申請書
- ・印鑑
- ・本人確認書類(免許証や保険証など)
- ・委任状
- ・被災状況写真(※写真がない場合は、証明書の発行までに時間を要する場合があります。)

③手数料 無料

※住家とは、現実に居住のために使用している建物で、空き家、別荘などは含まれません。

平成30年7月豪雨で被災された皆さまへ、支援制度をお知らせします。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

事業・制度の名称		内容	対象	申請に必要なもの	金額など		問い合わせ先
見舞金	広島県災害見舞金	住家に被害を受けた世帯主に対して、見舞金を支給	住宅が全壊もしくは半壊する被害を受けた世帯	り災証明書(写し) 口座振替依頼書 印鑑	全壊	30万円	福祉課 ☎89-3335
	町災害見舞金	住家に被害を受けた世帯主に対して、見舞金を支給	住宅が全壊もしくは半壊する被害を受けた世帯	り災証明書(写し) 口座振替依頼書 印鑑	半壊	10万円	
生活再建	被災者生活再建支援金	住家が全壊または大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯主に対して、支援金を支給(基礎支援金)	災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯 ※単身世帯の場合は4分の3の額	住民票 り災証明書 契約書	全壊	100万円	福祉課 ☎89-3335
		上記の被害を受けた世帯主が、建物を再建する場合に支援金を追加支給(加算支援金)	災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯 ※単身世帯の場合は4分の3の額		半壊などでやむを得ず解体	100万円	
				大規模半壊	50万円		
				長期避難	100万円		
				新築または新規購入	200万円		
				補修	100万円		
農林復旧	農地及び農業用施設単独災害復旧事業	国の補助対象事業とならない小規模な農地・農業用施設被害の復旧	災害により被害を受けたかんがい施設、土砂崩土等除去、農業用排水路、農地、農作業道	位置図 写真 見積書	町内土木工業者が施工	事業費の3分の1を補助 上限12万円	産業課 ☎89-3337
	小規模崩壊地復旧事業	県費補助事業により、人家裏の小規模な荒廃林地の復旧、または荒廃のおそれのある林地の予防	① 荒廃林地または荒廃の恐れがある林地 ② 人家1戸以上と主要公共施設に直接被害を与え、または与える恐れがある箇所 ③ 1箇所の事業費が100万円以上	負担金同意書	住民自治組織が施工	一律20,000円(1回限り)	
住環境	被災宅地復旧事業	宅地の擁壁や法面等の復旧	災害により被害を受けた、住家のある宅地	被災写真 固定資産課税台帳(写し) 見積書	町内土木工業者が施工	事業費の3分の1を補助 上限30万円	政策企画課 ☎89-3351
	被災進入路復旧事業	土砂崩れなどにより孤立状態となった個人宅の進入路の復旧	災害により孤立状態となった、住家のある宅地への進入路		被災写真 固定資産課税台帳(写し) 見積書	住民自治組織が施工	
衛生	一般廃棄物撤去	災害により発生した粗大ごみ等の処理手数料を免除	災害によりり災した住家から発生した粗大ごみ等	り災証明書(写し) 写真	全額免除		環境衛生課 ☎89-3336